

# 平成27年第1回

おいらせ町議会定例会

会議録第1号

おいらせ町議会 平成27年第1回定例会記録

おいらせ町議会 平成27年第1回定例会記録				
招集年月日	平成27年3月5日(木)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	平成27年3月5日 午前10時00分 議長宣告			
延 会	平成27年3月5日 午後12時05分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	高 坂 隆 雄	2 番	田 中 正 一
	3 番	平 野 敏 彦	4 番	榎 山 忠
	5 番	日野口 和 子	6 番	川 口 弘 治
	7 番	袴 田 信 男	8 番	沼 端 務
	9 番	吉 村 敏 文	10 番	澤 頭 好 孝
	11 番	立 花 國 雄	12 番	柏 崎 利 信
	13 番	西 舘 秀 雄	14 番	松 林 義 光
	15 番	馬 場 正 治	16 番	佐々木 光 雄
不応招議員	な し			
出席議員	16名			
欠席議員	な し			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	三 村 正 太 郎	副 町 長	柏 崎 源 悦
	教 育 長	福 津 康 隆	総 務 課 長 心 得	成 田 光 寿
	行 政 管 財 課 長	松 林 泰 之	分 庁 サ ー ビ ス 課 長	松 林 光 弘
	企 画 財 政 課 長	小 向 道 彦	ま ち づ け り 防 災 課 長	中 野 重 男
	税 務 課 長	田 中 富 栄	町 民 課 長	小 向 仁 生
	環 境 保 健 課 長	松 林 由 範	介 護 福 祉 課 長	倉 舘 広 美
	農 林 水 産 課 長	松 林 政 彦	商 工 観 光 課 長	澤 田 常 男
	地 域 整 備 課 長	澤 口 誠	会 計 管 理 者	柏 崎 尚 生
	病 院 事 務 長	山 崎 悠 治	教 育 委 員 会 委 員 長	加 藤 正 志
	学 務 課 長	泉 山 裕 一	社 会 教 育 ・ 体 育 課 長	北 向 勝
	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	相 坂 一 男	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	松 林 泰 之
	農 業 委 員 会 会 長	山 崎 市 松	農 業 委 員 会 事 務 局 長	松 林 政 彦
監 査 委 員	名 古 屋 誠 一	監 査 委 員 事 務 局 長	袴 田 光 雄	

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	袴田 光 雄	事務局 次 長	小 向 正 志
	臨 時 職 員	吉 田 美 里		
町 長 提 出 議 案 の 題 目	1 議案の一括上程 報告第1号及び諮問第1号並びに議案第1号から第44号まで 発議第1号			
	2 予算特別委員会の設置及び議案付託 予算特別委員会設置及び正副委員長の互選 議案第36号から議案第44号まで付託			
	3 行政報告			
議 員 提 出 議 案 の 題 目				
開 議	午前10時00分			
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。(別添付)			
会 議 録 署 名 議 員 の 指 名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。			
	11番 立 花 國 雄 議 員			
	12番 柏 崎 利 信 議 員			
議 案 の 経 過				
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨		
	事務局長 (袴田光雄君)	おはようございます。 修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。 ご着席ください。		

開会宣告	佐々木議長	<p>おはようございます。</p> <p>ただいまの出席議員数は16人です。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより平成27年第1回おいらせ町議会定例会を開会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(開会時刻 午前10時00分)</p>
議事日程報告	佐々木議長	<p>本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p>
会議録署名議員の指名	佐々木議長	<p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は11番、立花國雄議員及び12番、柏崎利信議員を指名いたします。</p>
会期の決定	佐々木議長	<p>日程第2、会期の決定を議題といたします。</p> <p>会期決定の前に議会運営委員長の報告を求めます。</p> <p>委員長、演壇にてお願いします。</p> <p>委員長。</p>
委員長報告	14番 (松林義光君)	<p>議会運営委員会委員長報告をいたします。</p> <p>去る2月13日告示、本日招集されました平成27年第1回おいらせ町議会定例会の会期等について、先般2月27日、午前10時から議会運営委員会を開催し、審査した結果、本定例会の会期は別紙配付の会期及び審議予定表のとおり、本日3月5日から3月12日までの8日間とすることに決定いたしました。</p> <p>本日5日、木曜日は議案等の一括上程及び予算特別委員会の設置、6日金曜日、7日土曜日、8日日曜日は議案熟考のため休会、9日月曜日は一般質問及び議案審議、10日火曜日は議案審議、11日水曜日は予算特別委員会の議案審査、12日木曜日は予算特別委員会の議案審査及び本会議にて議案審議、以上のとおり進行してまいりたいと思いますので、何とぞ議員各位のご理解とご協力を賜り、当委員会の決定にご賛同くださいますようお願い申し上げます。</p>
	佐々木議長	<p>議会運営委員長の報告が終わりました。</p>

諸般の報告	(議員席)	<p>お諮りいたします。</p> <p>本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日3月5日から3月12日までの8日間といたしたいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	佐々木議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本定例会の会期は、本日3月5日から3月12日までの8日間とすることに決しました。</p>
	佐々木議長	<p>日程第3、諸般の報告をいたします。</p> <p>議長としての報告事項は印刷をしてお手元に配付しているとおりはです。ご了承ください。</p> <p>次に、本日までに受理いたしました陳情書等につきましては、別紙配付の請願・陳情文書表のとおりです。</p> <p>先般このことについて議会運営委員会において審査した結果、陳情第1号については議員配付とすることにいたしましたので、ご了承願います。</p> <p>なお、本定例会の会期中は町当局のご協力を得て広報写真の撮影をしてもらうため、担当係員の議場内出入りをする事の許可を与えておりますので、各議員にご報告しておきます。</p>
	佐々木議長	<p>日程第4、所信表明について。</p> <p>町長より所信表明をしたい旨の申し入れがありましたので、これを許します。</p> <p>町長、演壇にてお願いします。</p> <p>町長。</p>
町長 (三村正太郎君)	<p>本日ここに平成27年第1回おいらせ町議会定例会が開会され、平成27年度当初予算案を初め各般にわたる議案についてのご審議を願うに当たり、町政運営に対する私の所信の一端を申し上げ、議員各位を初め広く町民の皆様の深いご理解とご協力を賜りたいと存じます。</p> <p>昨年3月、多くの町民の皆様からの温かいご支援と力強いご支持を賜り、再び町政の舵取り役を託されてから早いもので1年を終えようとしております。</p>	

	<p>この間、町民の融和と一体感の醸成を第一に、私の信条である「行政は最大のサービス産業」の考えのもと職員と一丸となって温かい、やさしい、思いやりのある行政運営を心がけながら、政策公約に掲げましたおいらせ町の目標「笑顔あふれる元気な町」の実現に向けて誠心誠意取り組むとともに、今年度4月からスタートした町の最上位計画、おいらせ町総合計画後期基本計画の効果的推進を図るべく種々の施策の取り組みに東奔西走してまいりました。</p> <p>特に、昨年7月には政策公約及び総合計画の戦略的・効率的な事業推進を図るため、役場内組織の政策推進体制を整備し、政策の早期遂行に向けた関係部署職員による横断的なプロジェクトチームを編成し、専門的かつ総合的な検討作業を行ってまいりました。就任2年目、そして新年度のスタートを間近に控え、これら取り組みの成果を実行に移すべく、その機運が高まっているところであります。</p> <p>町政発展につながるこれらの施策が着実に前進していることは大きな喜びであり、改めまして議員の皆様並びに町民の皆様の温かいご支援ご協力に心から感謝申し上げる次第であります。</p> <p>本格的な人口減少社会が進む中、国と地方を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、地域の実情に合った総合的かつ戦略的な人口減少の抑止と定住促進に向けた具体的施策の展開など地方創生に向けた動きが本格化してまいります。</p> <p>当町においても、直面している課題に適時的確に対応すべく、子どもからお年寄りまでのすべての世代が健康で安心して暮らせる地域社会を実現し、おいらせ町を持続的に発展させ、町民の皆様とともに夢と希望を持てる町に築き上げていくことが私の責務だと考えております。</p> <p>そして来年3月1日は、おいらせ町が誕生して10周年となります。この大きな節目を迎える平成27年度は「町民の融和」と「さらなる飛躍、発展」をキーワードに、これまでの10年を振り返るとともに、これからの10年を見据えた新たなステージをつくり上げていくスタートの年にとらえ、次世代へつなぐおいらせ町を築いていく決意であります。</p> <p>議員各位並びに町民の皆様には、引き続き温かいご支援とご協力を心からお願いを申し上げます。</p>
--	---

	<p>さて、国内に目を向けますと、政府の総合的な経済政策、いわゆるアベノミクスの推進により緩やかな回復基調が続いていると言われる経済状況ではありますが、国内総生産（GDP）についても消費税率が8%に引き上げられた影響に伴う個人消費の落ち込みや物価の上昇により今年度前半には2四半期連続のマイナス成長となっており、2月16日発表の10月から12月期の第1次速報値では前期比0.6%増ではあるものの景気実感のずれもあり、依然として消費回復に課題を残しており、予断を許さない状況下にあります。</p> <p>政府発表の平成27年度の経済見通しでは、緊急経済対策などの取り組みにより雇用や所得環境が引き続き改善され、好循環がさらに進展、景気回復が見込まれるとした上でGDPの実質成長率を1.5%と見込んでいるものの、海外景気の下振れや金融資産、商品市場の動向等先行きのリスクを挙げております。</p> <p>今後も国は経済対策を盛り込んだ3兆1,000億円規模の補正予算に続き、経済再生と財政再建の両立に力点を置いた過去最大となる当初予算案を閣議決定し、引き続きアベノミクスによる経済政策を前進させていくこととしておりますが、これまでの取り組みの効果は、いまだ地方にまでは行き渡っていない状況であり、本格的な景気回復につながるよう大きな期待を寄せているところであります。</p> <p>また東日本大震災から4年が経過しようとする中、被災各地において被災者の生活支援や被災地の復旧・復興対策の取り組みが進み、発災当初、全国で約47万人に上った避難者の方々も大幅に減ってきているものの、それでもまだ約23万人の方々仮設住宅等での生活を余儀なくされ、被災者の生活再建と復興の加速化が急務となっております。</p> <p>さらに地方の人口減少克服と地方の創生、少子高齢化を背景とした年金、医療、介護などの社会保障制度改革、安全保障政策、外交問題、環太平洋経済連携協定やエネルギー政策、教育の再生、農政改革等々日本の将来を左右する重要な課題が山積しております。政府には、これらに真摯に向き合い、誰もが安心して暮らせる活力ある日本の構築に向けて取り組んでいくよう切に望むものであります。</p> <p>一方、地方に目を向けますと、本格的な人口減少社会に入り、</p>
--	---

	<p>地方経済や地域社会への影響は大きく、そして、深刻に変容しようとしております。とりわけ少子高齢化や人口流出が著しい町村部では、第1次産業である農林水産業を初めとする産業の衰退が進むなど極めて厳しい状況が続いており、人口減少の克服と地域社会の形成維持が最重要課題となっております。</p> <p>政府では人口急減・超高齢化という国全体が直面する大きな課題に対し、各省庁が一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を生かした自立的・持続的な社会を創生することを目的に、昨年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定するとともに「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、翌12月には、日本の人口の現状から今後、日本が目指す将来の方向を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、これを実現するため、今後5カ年の目標や施策、基本的な方向を示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。この中で急速に進行している人口減少・超高齢社会の原因を少子化と東京への一極集中としており、取り組むべき視点として①東京一極集中を是正する。②若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する。③地域の特性に即して地域課題を解決する。この3つを掲げています。あわせて地方創生を国と地方が一体となり、中・長期的視野に立って取り組むため、すべての自治体に対して具体的な施策をまとめた地方版総合戦略の策定を要請しているところであります。</p> <p>いよいよ安倍内閣のもと国の重点政策に掲げる地方創生への取り組みが全国の自治体において一斉に動き出すこととなります。当町としましても、重要課題の1つとしてとらえ「おいらせ町版総合戦略」を策定し、地域の特性や可能性をしっかりといかした地方創生に取り組んでまいります。</p> <p>また、地域のことは地域みずからの意思で決め、その将来に責任を持つという考えのもと、個性豊かな活力ある地域社会の実現のため、地方自治体への権限委譲、義務づけ・枠づけの見直しなど地方分権改革が段階的に進められておりますが、昨年6月公布の第4次一括法を経て今年度から地方の発意による提案募集方式が導入され、新たな局面を迎えております。地方分権改革の推進は地域がみずからの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマであるため、基礎自治体である市町村は住民に最も身近な行政</p>
--	---



	<p>主体として、より自主性と自立性を高め、みずからの判断と責任で主体的な行政運営を行っていかねばなりません。</p> <p>その基盤となる地方財政の状況であります。政府の成長戦略のもと、日本経済の再生に向けた動きが見られ、地方税収入や地方交付税の原資となる国税の収入が一定程度増加しているものの、社会保障関係経費の増大や公債費が高い水準で推移しており、平成26年度の財源不足は約1兆6,000億円に達しております。本年1月に国が発表しました平成27年度地方財政対策によりますと、地方一般財源総額については景気回復による地方税の伸びなどに加え、地方創生に取り組む財源として1兆円が新たに上乘せされたことなどから前年度に比較して2.0%の増額となりましたが、地方公共団体の重要な財源である地方交付税につきましても、地方税の伸びを見込んだ反動やこれまで経済危機対応として加算して配分されてきた別枠加算が約4,000億円減額されたことなどから地方交付税総額では前年度と比較して0.8%の減額となる見通しであります。</p> <p>さらには依然として社会保障関係経費の増加が見込まれることなどから平成26年度末では地方の借入金残高が201兆円に上ると見込まれ、その償還が財政を圧迫する要因となることから、地方財政は構造的にも極めて厳しい状況となっております。</p> <p>当町では県内でも比較的健全な財政運営を堅持している市町村の1つですが、合併特例により措置されている普通交付税の合併算定替分が平成28年度から段階的に減額される中、東日本大震災復興関連事業を初め、社会保障費の増大や施設の老朽化等に伴う建設事業など今後に向けてさまざまな経費の増大が見込まれております。</p> <p>さらには財源不足に対応し、積み立てられてきた財政調整基金も減少していくことが予想され、将来にわたって厳しい財政事情であることは変わりなく、より一層の財政の健全化に努めていく必要があります。</p> <p>いずれにしましても、国内外を問わず、社会経済情勢が混迷をきわめています。この激動と変革の時代においても時代の変化に的確に対応し、将来に夢を持って生き生きと暮らすことができるおいらせ町を築き上げるため、攻めの姿勢で果敢に町政運営を進めていく所存であります。</p>
--	---

それでは、平成27年度の町政運営の基本姿勢について次の3つを申し上げます。

まず1つは、政策公約の推進であります。

冒頭でも申し上げましたが、平成27年度は就任2年目を迎えます。町長選挙において掲げました政策公約「政策目標」と「7つの政策の柱」は私の4年間の任期の中で取り組むべきものとして町民の皆様と約束いたしました政策理念でありますので、確固たる信念を持ち、揺るぎないものとして引き続き各種施策の実行と推進に全身全霊を傾注してまいり所存であります。

特に、私が描くおいらせ町の目標「笑顔あふれる元気な町」は最も大事にしているものであり、私たちが愛するふるさと、我が町おいらせ町に誇りを持ち、地域愛や郷土愛を注ぎながら町民一人一人の笑顔があふれ、明るく元気に健やかに暮らせる、そのような町を目指したいと考えているものであります。

そして町民の融和と一体感を深め、町の総合力を結集し、目標実現のための7つの政策の柱、第1に町民との連携、第2に次代を担う人材育成、第3に町の基幹産業の振興、第4に人口減少に伴う定住促進、住みよいまちづくり、第5に安全・安心なまちづくり、第6に健康長寿で青森県一を目指す、第7に住民の満足度を増す行財政改革の実現、この7つの柱に位置づけられた具体的施策を計画的に、かつ実効性を高めながら着実に実行してまいります。平成26年度は政策公約に掲げた種々の施策の推進や調査、検討に取り組んでまいりましたので、平成27年度は、その成果を実行に移す時期と位置づけて強力に、着実に、スピード感を持って事業を推進してまいります。

次に2つ目として、おいらせ町総合計画後期基本計画の推進であります。

ご承知のとおり、おいらせ町総合計画は町の最上位の計画であり、まちづくりの羅針盤となるものであります。平成26年4月を起点に向こう5年間のまちづくりの方向性を示したものでありますので、まさにおいらせ町の第2ステージの始まりと位置づけ、おいらせ町を成長期から発展期へ進展させるべく私の政策公約を織りまぜながら計画を着実に推し進め、町の将来像「奥入瀬川の恵みと笑顔あふれる町」の実現に向けて大きく前進させてまいります。

	<p>そして3つ目として、おいらせ町誕生10周年記念事業の展開であります。</p> <p>冒頭でも申し上げましたが、来年3月1日は、おいらせ町が誕生して10周年を迎えます。この大きな節目を迎える平成27年度は「町民の融和」と「さらなる飛躍、発展」をキーワードに多くの町民の皆様の参加のもと、さまざまな誕生10周年記念事業を展開し、今後のさらなる発展を目指し、未来への礎にしたいと考えております。</p> <p>続いて平成27年度の主要施策について、ご説明申し上げます。</p> <p>まずは、おいらせ町誕生10周年記念事業についてであります。</p> <p>町民の皆様とともに、これまでの10年間の歩みを振り返りつつ、町民融和を深め、今後のさらなる飛躍、発展を目指すための事業として誕生10周年記念式典を初め健康長寿を主眼とした「目指せ健康長寿青森県一！ フォーラム」「いきいき健康まつり」さらには町民参加型の「記念植樹祭」などのほか年間を通じて各種行事やイベントの充実を図ってまいります。</p> <p>以下まちづくり施策推進の基軸となるおいらせ町総合計画後期基本計画の7つの基本方針に沿ってご説明申し上げます。</p> <p>まず、基本方針1「住民と議会・行政がともに考え、行動するまち」ではありますが、「協働・コミュニティ・参画」をキーワードに各施策を取り組んでまいります。</p> <p>特に「地域のことは地域が主体となって考え、行動する」という理念のもと制定された自治基本条例施行後5年を機に町民公募や有識者で構成される自治推進委員会から条例見直しの提言をいただき、平成26年度は役場関係課において具体的協議を重ね、見直しの方向性を整理いたしましたので、平成27年度はさらなる検証と実施につなげてまいります。また協働のまちづくりの推進を目指し、その基盤となる住民自治組織の組織化と活動支援に取り組むほか町内会や各種団体のまちづくり活動の支援としてハートピア助成制度事業を引き続き実施してまいります。</p> <p>次に、基本方針2「自然と利便性が調和するまち」ではありますが、「自然・土地利用・景観」をキーワードに各施策に取り組んでまいります。</p>
--	---

	<p>特に、土地利用施策は住みよいまちづくりを推進する上で、その基盤となるものであり、当町に適した土地利用の規制、誘導を行うとともに均衡あるまちづくりを推進するため、土地利用の見直しに向け、都市計画マスタープランの素案づくりに力を入れてまいります。また自然環境との調和と良好な景観づくりに向けて町観光振興計画に掲げている美しい里山プロジェクトを推進するための事業を展開し、自然資源を生かした住民との協働による里山公園づくりに取り組んでまいります。</p> <p>次に、基本方針3「心豊かな人育と伝統・文化が香るまち」であります。 「生涯学習・教育・文化・スポーツ」をキーワードに各施策に取り組んでまいります。</p> <p>特に、学校教育施策の整備として児童生徒が安心して学習できる教育環境の充実を図るため木ノ下小学校の屋根及び外壁等の改修事業を行うほか、新たな学校給食センター建設に向け、設計業務委託を行い、事業に着手してまいります。また、国史跡に指定された阿光坊古墳群を史跡公園として保存整備するため、平成26年の設計業務に引き続き、平成27年度からは駐車場及びガイダンス施設本体の整備に着手するほか防災機能を兼ね備えた多目的ドームの整備及びプールの建設に向けて総合的かつ具体的に検討を行うための委員会を設置し、事業化に向けた取り組みを展開してまいります。</p> <p>次に、基本方針4「快適で安心して暮らすことができるまち」であります。 「安全・安心・生活情報基盤・環境」をキーワードに各施策に取り組んでまいります。</p> <p>特に、東日本大震災復興関連事業は町の最重要課題であり、津波避難タワーや避難路・避難階段の整備などのハード事業を初め避難計画定着化事業や自主防災組織の設立推進、活動助成などのソフト事業に取り組むほか消防体制の強化充実策として消防団分団の屯所建て替え事業や消防ポンプ車両の更新を行ってまいります。</p> <p>また道路等のインフラ整備では、限られた財源の中での対応であります。生活関連道路整備計画に基づく町道整備を初め浸水対策として排水路整備工事などを実施してまいります。</p> <p>国を挙げて取り組みが進む人口減少対策と地方創生につきましても、当町が今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示</p>
--	---

	<p>すまち・ひと・しごと創生に向けたおいらせ町版総合戦略策定するとともに地域の元気再生定住促進事業の推進を初め関連施策を横断的・総合的に連動させた定住施策に取り組んでまいります。</p> <p>次に、基本方針5「みんなが互いに助け合うまち」であります が、「保健・医療・福祉」をキーワードに各施策に取り組んでまいります。</p> <p>特に、健康長寿の取り組みは政策公約の中でも優先度が高く「健康長寿で青森県一を目指す」を合い言葉に保健・福祉・介護を初め軽スポーツや社会参加活動、生きがづくりなどの取り組みを有機的に結びつけながら町民の健康づくりに関する総合的な施策を展開していくため、本年4月に環境保健課内に健康長寿推進室を設置し、施策推進体制の強化を図るほか町民の健康受診率向上にも具体策を掲げて力を入れてまいります。</p> <p>子育て支援策では本年4月から町民課内に子育て支援室を設置し、推進体制を充実させた上で、これまでも力を入れてきた乳幼児・子ども医療費助成事業などの医療費給付・助成制度に加え、本年4月から施行される子ども・子育て支援新制度により保育所等の保育料は町が新たに設定しますが、この機会に定住促進及び少子化対策として第3子以降の完全無料化を実施し、子育て世帯の負担軽減に努めてまいります。</p> <p>また新制度のもとで具体的計画として策定しましたおいらせ町子ども・子育て支援事業計画に基づく各種事業の効果的推進と木ノ下児童館の移転統合を含めた北部児童センター増改築整備事業に着手いたします。</p> <p>介護保険・高齢者支援策では、第6期介護保険事業計画が平成27年度から始まりますので、この計画に沿って適切かつ安定的な制度の運営を図るとともに高齢者の生活機能の低下予防、要介護度の悪化防止のための介護予防事業を初め増加しつつある認知症高齢者や高齢者虐待への対応としての総合相談支援事業、各地区の敬老会開催支援事業に引き続き取り組んでまいります。</p> <p>国民健康保険おいらせ病院については、医師、看護師の確保や制度改革の影響など経営に直結する課題を抱えておりますが、老朽化しつつある医療機器の更新整備を行い、機能性と利便性、快適性を兼ね備えた地域医療を担う病院の充実に努めてまいりま</p>
--	--

		<p>す。</p> <p>次に、基本方針6「活力を創出し、住み続けることができるまち」であります、「農林水産業・商工業・観光・雇用」をキーワードに各施策に取り組んでまいります。</p> <p>特に、町の元気と活力を生み出していくためには産業の振興と雇用の創出は欠かせません。企業誘致を強力に推し進めるため、私みずから積極的なトップセールスを行うことはもちろんのこと、担当部署の推進体制を強化してまいります。また商工業振興策として商工会との連携のもと本町商店街に賑わいを取り戻す施策、商店街活性化イベント補助事業や中小企業者支援事業、小規模事業者経営改善利子補給などを実施するほか雇用対策においても町地域雇用創出推進基金を活用した新規学卒者、非自発的離職者を常用雇用した事業者に交付する緊急雇用奨励金などを引き続き実施してまいります。消費生活対策では消費者被害の未然防止や早期解決を図るため、平成26年度から八戸市と当町を含む周辺7町村の連携のもと広域的な消費者生活相談事業を実施しており、地域や関係者の皆様との連携を図りながら今後も引き続き実施してまいります。</p> <p>農業、漁業の振興策では、町発展の基礎となる重要な産業であり、地域振興の要であるとの認識のもと、農業、漁業関係者との連携を図りながら振興策や基盤整備を推進してまいります。</p> <p>具体的には、農業分野では中心経営体の経営発展を支援するための経営体育成支援事業や稲作生産コスト低減のための直播栽培推進事業、土地改良事業として県営奥入瀬川南岸地区ため池等整備事業、漁業分野では新規漁業者育成支援のための漁業者担い手育成事業や漁業活動の安全性向上と効率化を図るための百石地区漁港施設機能強化・機能保全事業などに取り組んでまいります。</p> <p>次に、基本方針7「住民主体のまちづくりを支える基盤づくり」であります、行財政をキーワードに各施策に取り組んでまいります。</p> <p>特に、現下の厳しい社会経済情勢の中にあって将来に向け持続的に発展し続けるまちづくりを進めていくためには足腰の強い行財政基盤の構築が必要であり、健全な行財政の確立と自立できる地域経営基盤を築くため、従来量の改革から質の改革への転</p>
--	--	--

	<p>換を図り、行政経営を前面に出した運営体制に変革すべく新たな行政経営方針を策定してまいります。また、私が掲げる町の政策目標「笑顔あふれる元気な町」の実現に向け、その足元である役場から挨拶、笑顔、元気を発信すべく職員一人一人が生き生きと働ける職場環境づくりに取り組むとともに職員の意識改革や資質向上が効果的に図られるよう、新たな人材育成基本方針を策定し、研修事業や人事施策に力を入れてまいります。</p> <p>さらに町民融和の醸成と協働のまちづくりの推進に向け、広く町民等からの意見や提言を町政に反映させるため、集団広聴の機会を拡充し、老若男女のあらゆる階層、あらゆる世代との懇談の場を設けてまいります。</p> <p>以上おいらせ町総合計画の施策体系に沿って主要な施策を申し述べましたが、これらの施策推進に当たっては、刻々と変化する社会経済情勢の中にあって状況の変化に柔軟かつ的確に対応していく必要がありますので、健全財政を堅持しつつ事業の優先度や緊急度を考慮し、事業の選択と集中により実施してまいります。</p> <p>なお、事業実施の裏づけとなります平成27年度当初予算であります。将来にわたり健全財政を維持することを基本として引き続き経営感覚を意識しつつ、徹底した事務事業の見直しなどによる経費節減に努め、限られた財源の効率的かつ効果的な配分にも意を用いて編成を行っており、各会計の予算規模は一般会計が105億5,500万円、7つの特別会計の合計が68億621万6,000円、公営企業会計が10億7,266万2,000円となり、総額184億3,387万8,000円となります。</p> <p>以上、町政の運営方針について私の所信の一端を申し上げます。</p> <p>これからも厳しい社会経済情勢が予想されますが、町民の幸せと町の発展のため勇気ある決断と迅速な行動をもって全力で取り組んでまいります。そして、私の政策目標とする「笑顔あふれる元気な町」さらには町の将来像「奥入瀬川の恵みと笑顔あふれる町」の実現を目指し、議員各位を初め町民の皆様と力を合わせ、ともに知恵を出し、汗を流しながら歩んでまいりたいと考えております。</p> <p>議員各位を初め町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りま</p>
--	---

		<p>すよう心からお願いを申し上げます。</p> <p>結びに、冒頭にも申し上げましたが、平成27年度は、おいらせ町誕生10周年という大きな節目を迎えます。私は、これを契機として町民のさらなる一体感の醸成を図るとともに地域間の融和と絆をより深める年度にしたいと考えております。そのことにより、おいらせ町が持つ潜在能力が引き出され、その力こそが町発展の大きな鍵になると確信をしております。このことを大いなる気概として取り組んでまいりますこととお誓い申し上げ、所信表明といたします。</p> <p>ご清聴ありがとうございました。</p> <p>総務課長。</p> <p>ただいま町長が所信表明を申し上げましたが、発言の修正が一部ありますので、よろしく願いいたします。</p> <p>お配りの所信表明のページ数でまいります。</p> <p>4ページ、上から5行目、最後のほうであります。「金融資産」と読みましたが、正しくは「金融資本」ということになります。</p> <p>続きまして、16ページであります。</p> <p>一番上、中ほど「町民の健診受診率向上」となっております。町長は「健康受診率」と言いましたが、正しくは「健診受診率」になります。</p> <p>以上で終わります。</p> <p>以上で所信表明が終わりました。</p> <p>日程第5、議案の一括上程について。報告第1号、諮問第1号及び議案第1号から議案第44号までの以上46件を一括上程いたします。</p> <p>町長から提案理由の説明を求めます。</p> <p>町長。</p> <p>演壇にてお願いします。</p> <p>それでは、本定例会に提案いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。</p>
提案理由の説明	町長 (三村正太郎君)	



	<p>初めに、報告第1号、平成26年度おいらせ町一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、去る1月20日の降雪により予算の不足が見込まれたことに加え、その後の除雪も見込まれることから除雪対策費を補正する必要が生じ、本年1月20日付で専決処分を行ったものがあります。</p> <p>次に、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、新たな委員として齋藤晴美氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。</p> <p>次に、議案第1号、おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、現在の教育委員会委員長である加藤正志氏が本年5月12日をもって教育委員の任期が満了することから、引き続き同氏を委員に任命したく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。</p> <p>次に、議案第2号から議案第4号までについてですが、いずれもおいらせ町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてであります。</p> <p>その内容は、現委員3名の任期が本年5月12日をもって満了となることから、引き続き谷地武氏及び玉川吉一氏を、また新たに堤克人氏を選任したく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。</p> <p>次に、議案第5号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、議案第6号、おいらせ町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について、以上2議案についてご説明申し上げます。</p> <p>これらは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例について必要な整備を行うため提案するものであります。</p> <p>次に、議案第7号、おいらせ町いじめ防止対策審議会条例の制定についてご説明申し上げます。</p>
--	---

本案は、いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、地域におけるいじめの防止等の対策を実効的に行うための附属機関として、おいらせ町いじめ防止対策審議会を設置するため提案するものであります。

次に、議案第8号、おいらせ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、議案第9号、おいらせ町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について、議案第10号、おいらせ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第11号、おいらせ町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第12号、おいらせ町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、以上5議案についてご説明申し上げます。

これらは地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う介護保険法の改正により基準省令が県と町に委任されたことに伴い、関係条例の整備を図るため提案するものであります。

次に、議案第13号、おいらせ町行政手続条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、行政指導等に関する規定について住民の権利利益の保護を図ることを目的とした改正を行うため提案するものであります。

次に、議案第14号、おいらせ町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償額に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、非常勤の特別職職員の報酬に関する規定について所要の改正を行うため提案するものであります。

次に、議案第15号、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、青森県人事委員会勧告に準じた一般職の職員の給料月額改定等を行うため提案するものであります。

	<p>次に、議案第16号、おいらせ町手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、鳥獣の保護、狩猟の適正化に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。</p> <p>次に、議案第17号、おいらせ町ハートピア基金条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、まちづくり活動に対する支援を目的とする同基金について、その処分に関する規定を追加するため提案するものであります。</p> <p>次に、議案第18号、おいらせ町保育所における保育に関する条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、保育の認定事由が町の条例による基準から内閣府令が定める基準によるものへと改正されたことに伴い、本条例を廃止するため提案するものであります。</p> <p>次に、議案第19号、おいらせ町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、平成27年度から29年度までにおける介護保険第1号被保険者の介護保険料の額を改定するため提案するものであります。</p> <p>次に、議案第20号、おいらせ町道路占有料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、道路法施行令において占有料が改定されたことに伴い、これに準じた改正を行うため提案するものであります。</p> <p>次に、議案第21号、おいらせ町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、訪問看護ステーション事業の廃止に伴い、関係する条例を整理するため提案するものであります。</p> <p>次に、議案第22号、おいらせ町防災会議条例の一部を改正する条例について、議案第23号、おいらせ町災害対策本部条例の一部を改正する条例について、以上2議案についてご説明申し上げます。</p> <p>これらは災害対策基本法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。</p> <p>次に、議案第24号、町道の路線認定についてご説明申し上げ</p>
--	--

	<p>ます。</p> <p>本案は、町道整備事業等により整備された緑ヶ丘16号線ほか5路線について町道の路線認定を提案するものであります。</p> <p>次に、議案第25号、津波避難タワー建築工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、去る2月26日に本工事請負契約に係る指名競争入札を執行し、落札者が決定したことに伴い、契約を締結するため提案するものであります。</p> <p>次に、議案第26号、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、構成団体の解散等に伴い、同組合を組織する地方公共団体数の減少及び同組合規約の変更について関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により提案するものであります。</p> <p>次に、議案第27号、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、当事業団の事業に係る一般管理費において平成27年度に負担する額を定めるため地方自治法の一部を改正する法律附則第3条による改正前の地方自治法第300条第1項の規定により提案するものであります。</p> <p>次に、議案第28号、平成26年度おいらせ町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定予算の総額から6,149万2,000円を減額し、予算の総額を107億2,203万8,000円とするものであります。</p> <p>初めに、歳出の主な内容であります。民生費では臨時福祉給付金を減額し、保育所運営費を増額するものであります。衛生費では乳幼児等予防接種委託料及び十和田地域広域事務組合塵芥処理費負担金を減額するものであります。消防費では百石道路避難階段等整備工事費及び生活経済活動復興支援助成金を減額し、東日本大震災復興交付金基金積立金を増額するものであります。</p> <p>一方、歳入では、国、県支出金を増額し、繰入金を減額するものであります。</p>
--	---

	<p>次に、議案第29号、平成26年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定予算の総額から4,798万円を減額し、予算の総額を28億432万円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では保険給付費を減額し、歳入では国民健康保険税及び国庫支出金を減額するものであります。</p> <p>次に、第30号、平成26年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定予算の総額に33万5,000円を追加し、予算の総額を1,659万8,000円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では基金積立金を増額し、歳入では寄附金収入及び貸付金収入を増額し、基金繰入金を減額するものであります。</p> <p>次に、議案第31号、平成26年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定予算の総額から2,373万8,000円を減額し、予算の総額を10億8,742万9,000円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では馬淵川流域下水道事業費負担金を減額し、歳入では一般会計繰入金及び地方債を減額するものであります。</p> <p>次に、議案第32号、平成26年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定予算の総額から126万9,000円を減額し、予算の総額を1億2,414万1,000円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では委託料を減額し、歳入では使用料及び一般会計繰入金を減額するものであります。</p> <p>次に、議案第33号、平成26年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定予算の総額に503万1,000円を追加し、予算の総額を21億2,800万1,000円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では介護保険システム改修</p>
--	---

	<p>委託料を追加し、保険給付費では各介護サービス費の組みかえをするものであります。歳入では保険料、国庫補助金及び一般会計繰入金を増額し、財政安定化基金貸付金を減額するものであります。</p> <p>次に、議案第34号、平成26年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定予算の総額に413万4,000円を追加し、予算の総額を1億5,695万9,000円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金を増額し、歳入では後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金を増額するものであります。</p> <p>次に、議案第35号、平成26年度おいらせ町病院事業会計補正予算についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、収益的収入及び支出の既決予定額から175万9,000円を減額し、予算の総額を10億483万5,000円とするものであります。また、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入の既決予定額から1,039万7,000円を減額し、総額を7,492万1,000円とし、資本的支出の既決予定額から1,005万6,000円を減額し、総額を1億1,065万7,000円とするものであります。</p> <p>なお、不足額につきましては、当年度分損益勘定留保資金を充当するものであります。</p> <p>次に、議案第36号、平成27年度おいらせ町一般会計予算についてご説明申し上げます。</p> <p>平成27年度の地方を取り巻く財政環境は地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が一定程度増加する一方で社会保障関係費の自然増等により財源不足は約8兆円に達すると見込まれております。また借入金残高は減税による減収補填、景気対策等のための地方債の増発等により平成27年度末には199兆円、対GDP比も39%となり、平成3年度から実に2.8倍、129兆円の増と見込まれております。</p> <p>翻って当町の普通建設事業債や臨時財政対策債の借り入れに伴う地方債残高は、平成26年度末で一般会計が約108億円、特別会計等が約91億円、全会計を合計いたしますと、約199億円となる見込みであります。これらの地方債残高を抑制するた</p>
--	--

め繰上償還の実施と臨時財政対策債等の借入れを抑制した結果、平成25年度決算による実質公債比率は13.7%で地方債借入れ協議の基準である18%を下回っていますが、経済情勢や国の動向により急激に変化するおそれがあります。

一方、自治体間の競争時代に突入し、停滞の許されない中であって、とりわけ震災からの速やかな復興と防災・減災対策、子育て定住促進対策や産業振興対策、施設の老朽化対策など早急に取り組むべき課題が山積しております。

このような考えのもと編成いたしました当初予算の総額は、105億5,500万円で、前年度と比較いたしますと、4億4,400万円、4.4%の増となっております。

それでは、初めに歳入の主なものについてご説明申し上げます。

自主財源として、その大宗を占める町税につきましては、評価がえによる固定資産税の減収が見込まれることから減額計上いたしました。地方譲与税につきましては、エコカー減税の拡大による自動車重量譲与税の減額等により減額計上し、地方交付税につきましては、地方財政計画等を考慮し、特別交付税を増額計上いたしました。国庫支出金につきましては、阿光坊古墳群ガイダンス施設建設の補助金、町道舗装補修事業費補助金及び北部児童センター増改築整備費補助金等の増により増額計上いたしました。繰入金につきましては、財政調整基金と東日本大震災復興交付金基金等からの繰り入れを計上し、町債につきましては、臨時財政対策債を初めとした11事業の借入れを計上いたしました。

次に、歳出につきましては、平成27年度において新たに計上した主なものをご説明申し上げます。

総務費では県知事選挙費及び町議会議員選挙費を計上し、民生費では北部児童センター増改築事業費を計上いたしました。農林水産業費では農地中間管理機構集積協力金及び漁港施設整備に係る負担金を計上し、土木費では青葉公園安全施設設置工事費を計上いたしました。消防費では下田第1分団拠点施設建て替え事業費及び津波監視カメラ整備事業費を計上し、教育費では、みなくる館屋根外壁等塗装工事費及び学校給食センター建設事業費を計上いたしました。

	<p>次に、議案第37号、平成27年度おいらせ町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。</p> <p>予算の総額は31億1,939万4,000円で前年度と比較いたしますと、3億1,070万6,000円、11.1%の増となっております。</p> <p>主なものとして保険給付費、後期高齢者支援金等及び共同事業拠出金を計上いたしました。</p> <p>次に、議案第38号、平成27年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計予算についてご説明申し上げます。</p> <p>予算の総額は1,973万4,000円で、前年度と比較いたしますと246万円、14.2%の増となっております。継続貸付者30人、新規貸付者17人を見込んで計上いたしました。</p> <p>次に、議案第39号、平成27年度おいらせ町公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。</p> <p>予算の総額は11億3,265万9,000円で、前年度と比較いたしますと、2,428万5,000円、2.2%の増となっております。主なものとして、馬淵川流域下水道維持管理負担金及び下水道整備工事費のほか公債費を計上いたしました。</p> <p>次に、議案第40号、平成27年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げます。</p> <p>予算の総額は1億3,239万6,000円で、前年度と比較いたしますと、844万7,000円、6.8%の増となっております。</p> <p>主なものとして古間木山地区処理施設維持管理業務委託料及び農業集落排水施設更新工事費のほか公債費を計上いたしました。</p> <p>次に、議案第41号、平成27年度おいらせ町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。</p> <p>介護保険事業の健全な運営に努めているところでありますが、高齢化が進む中で介護を必要とする高齢者の増加等により給付費の大幅な増加が見込まれております。その結果、予算の総額は22億2,126万2,000円で、前年度と比較いたしますと、1億2,875万8,000円、6.2%の増となっております。主なものとして、保険給付費及び地域支援事業費のほか公債費を計上いたしました。</p>
--	---



	<p>佐々木議長</p> <p>総務課長心得 (成田光寿君)</p>	<p>次に、議案第42号、平成27年度おいらせ町公共用地取得事業特別会計予算についてご説明申し上げます。</p> <p>予算の総額は、2,218万1,000円で、前年度と比較いたしますと、1,688万3,000円、43.2%の減となっております。主なものとして公債費を計上いたしました。</p> <p>次に、議案第43号、平成27年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。</p> <p>予算の総額は、1億5,859万円となり、前年度と比較いたしますと、644万5,000円、4.2%の増となっております。主なものとして後期高齢者医療広域連合納付金を計上いたしました。</p> <p>次に、議案第44号、平成27年度おいらせ町病院事業会計予算についてご説明申し上げます。</p> <p>まず、収益的収入及び支出の当初予定額は、9億7,290万7,000円で、前年度と比較いたしますと、2,969万8,000円、3.0%の減となっております。</p> <p>一方、資本的収入の当初予定額は6,558万6,000円、支出の当初予定額は9,975万5,000円で、不足する3,416万9,000円は当年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。</p> <p>以上、本定例会に提案いたしました議案につきまして、その提案理由を申し上げますが、詳細につきましては、審議の過程におきまして本職初め担当課長に説明をさせますので、何とぞ慎重にご審議の上議決いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>総務課長補佐。</p> <p>発言の訂正を1カ所お願いいたします。</p> <p>お配りの提案理由書7ページになります。</p> <p>議案第20号であります。下のほうであります、「おいらせ町道路占用料徴収条例」が正しいものであります。ここは「道路占有料」として読み上げましたが、正しくは「道路占用料」になります。</p> <p>以上、訂正です。</p>
--	--	--

提案理由の 説明	佐々木議長	以上で提案理由の説明が終わりました。
	佐々木議長	ここで11時30分まで休憩いたします。 (休憩 午前11時15分)
	佐々木議長	休憩を取り消し、会議を開きます。 (再開 午前11時30分)
	佐々木議長	次に、発議第1号について。提出者であります議会運営委員長から提案理由の説明を求めます。 委員長、演壇にてお願いします。 委員長。
	14番 (松林義光君)	発議第1号、おいらせ町議会委員会条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。 本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、長及び委員長等の出席義務を規定した地方自治法第121条について教育委員会の委員長から教育委員会の教育長に改正されたため、町議会委員会条例第19条についても同様に改めるものであります。 何とぞ原案のとおりご決定賜りますよう、お願い申し上げます。
	佐々木議長	以上で提案理由の説明が終わりました。
	佐々木議長	日程第6、予算特別委員会の設置及び議案の付託についてを議題といたします。 お諮りいたします。 議案第36号、平成27年度おいらせ町一般会計予算についてから議案第44号、平成27年度おいらせ町病院事業会計予算についてまでの9議案については、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。 これにご異議ありませんか。
	(議員席) 佐々木議長	異議なしと認めます。 よって、議案第36号から議案第44号までの9議案について

\*\*\*なしの声\*\*\*

<p>当局の説明</p>		<p>は全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>次に、予算特別委員会委員長及び副委員長の互選を行います。互選についてであります。先般開催されました議会運営委員会において産業民生常任委員会の委員長と同副委員長が当たることとし、話し合われましたので、この方法によって互選したいと思います。これにご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>異議なしと認めます。 お諮りいたします。 予算特別委員会の委員長には、産業民生常任委員会委員長である吉村敏文議員、副委員長には同副委員長である楢山忠議員を選任することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
<p>佐々木議長</p>	<p>異議なしと認めます。 よって、委員長に吉村敏文議員が、副委員長に楢山忠議員が選任されました。</p>	
<p>佐々木議長</p>	<p>日程第7、行政報告の申し入れがありましたので、これを許します。 初めに、納税貯蓄組合に関する補助金の見直しについて当局の説明を求めます。 税務課長。 それでは、納税貯蓄組合に関する補助金の見直しについてご説明申し上げます。 行政報告資料のNo.1を準備していただきたいと思います。 納税貯蓄組合に関する納税奨励金、事務費補助金、連合会補助金については平成26年8月8日付で町補助金等評価委員会より廃止の判定を受けたことから今後の方針について検討してきましたので、その内容について報告させていただきます。 先に結論から申し上げますので、資料の裏面の4、今後の方針のところをごらんいただきたいと思います。 町補助金等評価委員会において納税奨励金の廃止判定が報告</p>	

		<p>されていることに加えまして、現在の補助金交付方法が納税貯蓄組合法に反して違法であるという判例が出されております。また、個人情報保護、口座振替の普及、給与所得者の割合増などにより納税貯蓄組合の活動が形骸化してきております。また、組合に加入していない納税者と比較して公平性を欠くと考えられます。</p> <p>このようなことから納税奨励金については平成29年度までは現行のまま継続して平成30年度から廃止とします。事務費補助金については平成29年度まで現行のまま継続して平成30年度から事務費実績での交付に変更いたします。連合会補助金については現状維持とすることとしております。</p> <p>戻っていただきまして、経緯、合併協議内容とか合併以後の経過等については事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。このことについては、納税貯蓄組合連合会や組合長にも説明をしてきております。またアンケート調査も実施してきております。このことについては今後も組合のご理解を得られるよう進めていきたいと考えております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。 この際質疑を受けます。 質疑ございませんか。 3番、平野敏彦議員。</p> <p>この部分については前から違法性があるというふうなことで議論があったわけですけれども、ただ、合併当初も廃止というふうなことが打ち出されていながら今まで改善されなかったというふうなことは、税務課長もそれぞれかわっていますから申し送りがちゃんとなされたかどうかというのは疑問であります。私はやはり違法性があるものは直ちに改めるべきだし、3年も29、30までとかいうふうな形で継続すること自体、違法しているのに支出するというふうなことについてはいかがなものかなと思います。そういうふうな意味では、副町長も事務方のトップとして改善すべきは早期に改善するというふうな考えはないですか。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>副町長 (柏崎源悦君)</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>副町長。</p> <p>制度について違法性のあるというのには裁判の実例でありまして、非常に微妙なところがありまして、その後も全国各地で行われているわけですが、そこの考え方の視点というのは、ほとんど似ているとは思いますが、裁判はあくまでもそのときの裁判のケースで、私たちの町とびしっとすべてが同じというわけではありませぬので、微妙なところがあると思います。また、判断の仕方として政策的にいろいろ考えて、これまで決断してこなかったという部分があったと思いますが、今回いろいろな、ご指摘のように10年ぐらいたつわけですが、その経過の中で納税組合たちと組合長さんの方々と相談しながら、ご理解を少しずつ得まして、今回、協議あるいはアンケート等を実施しまして、ある程度理解が得られているという認識のもとに、もちろん補助金の委員会からの指摘もありますから、目標をきちっと定めて決めていこうということに実施しました。</p> <p>今、平野議員のご指摘は、違反であったら直ちに、例えば27年度なら27年度で締めたらということかもしれませんけれども、一応納税組合の方々とも話し合いを詰めて3年後に、29年に終わるということで話し合いをまとめましたので、その辺でご理解をいただきたいなというふうに思います。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>合併時の目標も3年をめどに、この補助金はゼロにするというふうな目標を掲げてあったわけですよ。それが、もう10年にもなるというふうなことで、さらにまたこれから3年間。本当に違法でというふうな、事例でというふうなことで今、副町長が言っているんだけど、その時点で3年でゼロになるから納税組合を解散したというのもあるわけですよ。ゼロになるんだというふうなことで説明しているわけです。それが今まで続いてきているのであれば、私は本当に納税組合が必要だったら、やはりそれにちゃんと生かすなり、そういうふうな方法を講ずるべきだった</p>

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p>	<p>たんじゃないか。やめてしまったところは、少なくともそういうふうないろいろな意味での税の優遇措置が受けられなかったわけで、これは継続しているのであれば、まだまだ、例えば徴収率が上がったかもわかりませんよ。</p> <p>そういうふうなので、実際にそういうふうな法的にどこが触れてどうなのか、このまま継続が不可能なのか。私は納税組合だっているいろいろな地域の連絡する、コミュニケーションをとる1つの手段だと思っていますよ。回って歩いてみんな確認するわけですから。ですから、補助金がなくても、交付しなくても納税組合は継続してやるというふうな考えなのか、廃止するから納税組合そのものの今の個々の部分についても組織として解体していくのか、ここをお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>税務課長。</p>
	<p>税務課長 (田中富栄君)</p>	<p>組合長の方々といろいろ話し合いをしていますと、奨励金が廃止になって組合の運営ができなくなるので、やはり廃止をしていくような組合もありますし、平野議員がおっしゃったように地域の方々のコミュニティーの場としての組合もあるので、そこは組合の中でいろいろ議論して存続するというふうな考えのところもあるやに聞いておりますので、その組合については今後、事務費の補助金については全くなくなるわけではなくて、事務費に関する実績で事務費補助金を出します。</p> <p>ただ、これまでみたいに納税額の1%とか3%というふうな奨励金でなくなるものですから、実際に事務費といってもコピー代とか印刷代、それから若干総会費の飲食費等を見るとすれば、これまでみたいな交付金は交付されないので、非常に少額になるというふうに考えております。</p> <p>ただ、それでも組合として自分たちの組合でそれを受けながらもやっていきたいというところもありますので、その判断については、それぞれの組合に委ねていきたいというふうに考えております。</p> <p>以上であります。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>3番。</p>

<p>質疑</p>	<p>3 番 (平野敏彦君)</p>	<p>よく理解できました。私は、こういうふうな事務費の処理金であれば可能だというふうなのであれば、この部分については、やはりちゃんと説明をして組織が継続できるような体制をとってもらいたいし、また私の納税組合もそうでしたけれども、解散してしまっていますから、新たに立ち上げることもこれだと可能だなどというふうな思いもありますので、この辺についても、ぜひわかりやすく説明をする方法をとって町民に広く知らしめてほしいというふうなことを要望して終わります。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>佐々木議長 (議員席)</p> <p>佐々木議長</p> <p>佐々木議長</p> <p>町民課長 (小向仁生君)</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p>次に、新保育料の設定について当局の説明を求めます。 町民課長。</p> <p>それでは、新保育料の設定についてご報告いたします。 資料のNo.2の1ページをごらんいただきたいと思います。 まず初めに、昨年9月の定例議会において、議案第39号、おいらせ町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例をご審議いただいた際に、新制度下における保育料の質問を高坂議員、松林議員からいただいております。その際に現保育料を堅持し、保護者の負担増とならないように設定したい旨の答弁をしております。 昨今の少子化現象や子育て世代の継続状況を鑑み、また、近隣の市町との歩調をとりながら、その結果、保護者の皆様の負担増とならないように努め、新保育料を設定したものであります。 ただし、一部ではありますが、夫婦ともにフルタイムで働いている世帯には階層区分の変更等により高くなる場合もございます。 それでは、資料に沿って説明いたします。 1、保育料を改定する背景については、ただいま申しましたように、さきの議会で説明しておりますので割愛いたします。 2の従来の保育料との変更ポイントですが、保育料を設定する</p>

	<p>に当たって4つの点が国から示されました。</p> <p>1点目は、今までの保育料は保育所は町が、幼稚園は各園が設定しておりましたが、新制度下においては保育所だけでなく新制度に移行する幼稚園の保育料も市町村が設定することになりました。</p> <p>ただし、新制度に移行しない幼稚園は園が従来どおり設定することとしております。</p> <p>2点目は、保育料を算出する際に今までは所得税額を見ましたが、新制度のもとでは市町村税所得割額を見ることになりました。</p> <p>なお、これから説明いたします各表の税額による新旧の階層区分にあつては所得と市町村民税所得割を対比させて同じ区分になるように設定しております。</p> <p>3点目、保育料の切りかえ時期を年1回4月の見直しから年2回4月と9月に見直すことになりました。これは平成27年度で言えば4月は平成25年分の収入に係る課税証明書の額を、9月は平成26年分の収入に係る課税証明書の額を見て保育料を設定することになります。</p> <p>4点目は、保育時間の認定です。</p> <p>8時間の短時間と11時間の長時間に分けられ、保育料に差が設けられました。</p> <p>以上の変更点を踏まえて新保育料を設定しております。</p> <p>3、新保育料設定についての考え方をご説明いたします。</p> <p>(1) 幼稚園の保育料ですが、保育とは言いながら幼稚園は文科省の所管であり、その保育内容は4時間の事業に位置づけられています。また、保育料は給食費が含まれておりません。これまで各幼稚園がそれぞれの園で保育料を設定していたことから施設ごとに異なっておりました。これからは新制度に移行する幼稚園は町が設定した保育料を徴収することになりますので、現在より極端な負担増とならないように現在ある2つの幼稚園の平均をとって設定いたしました。</p> <p>下の表をごらんください。</p> <p>右の国の上限基準を上回らないように最高額を1万8,500円に設定し、5階層区分に分けて設定をいたしました。</p> <p>ここで訂正がございます。国の基準とする金額なのですが、実</p>
--	---



はこれ、間違っております、八戸市がこの額で徴収するという  
ことで予定をしている額です。今から申しますけれども、国は第  
1がゼロ円、第2が3,000円、第3が1万6,100円、第  
4が2万500円、第5が2万5,700円となります。訂正を  
いたします。大変失礼いたしました。

2ページをお開きください。

(2) 保育所の保育料ですが、11時間の標準保育と8時間の  
短時間保育とに分けられ、幼稚園と違って給食費を含み設定され  
ております。先ほど変更点で申しましたが、階層の判定基準が所  
得税額から市町村民税所得割額に変更になりましたが、階層区分  
から見た保育料は従来の金額と変わらないことから保育料も従  
来と同じ金額で設定をしております。また、標準時間と短時間の  
保育料の差額は国基準額の差額をもって設定をしております。

2ページから3ページにまたがっておりますが、2ページの表  
が新保育料、3ページの表が従来の保育料の表となります。階層  
区分ごとに対比させておりますので、見てわかるとおり、新保育  
料は旧保育料と同額で設定しております。

ただし、冒頭で申しましたように国が示した基準は夫がフルタ  
イム、妻がパートタイム、子どもが2人の4人世帯を標準として  
算出しておりますので、夫婦ともにフルタイムで勤めていると収  
入も多く、所得税額も高くなることから階層区分で言うと1階層  
程度上がり、結果、保育料が多くなる世帯もあると想定されてお  
ります。

なお、繰り返しになりますが、幼稚園、保育園ともに近隣の市  
町の階層区分は当町と同じく新旧同じく対応させております。

ただし、階層区分の保育料については従来どおり近隣の市町に  
違いがあり、当町は従来どおりの施策として近隣の市町より幾分  
安く設定し、安くした分を町が負担することとしております。

次に、3ページをごらんください。

(3) 第3子以降がいる世帯の軽減措置ですが、国の制度では  
幼稚園については小学校3年生までの範囲内に子どもが3人以  
上いる場合に第3子以降の入所が無料、保育所については、同時  
に3人以上が入所する場合は第3子以降を無料にしており、踏ま  
えて当町では第4階層までの第3子以降を無料に、それ以上の階  
層を一部軽減しておりました。今回の新制度では子どもが3人以

		<p>上の場合は所得税の扶養控除額が1人38万円に対して住民税の扶養控除額が33万円であり、課税対象となる所得が高くなることから保育料が高くなる場合も想定されたことにより、先ほど提案理由でも述べましたように、国に先駆けた総合的な少子化対策及び定住の促進のために、どの階層においても第3子以降の児童を保育料を無料とすることにいたしました。このことにより現在の軽減負担2,100万円に加えて900万円の増額となり、合計で3,000万円ほどが町の持ち出しということになります。</p> <p>なお、新保育料の設定に際しましては、町子ども・子育て支援事業計画をご審議いただいた町子ども子育て会議の委員の皆様と各幼稚園、各保育園に対し、設定案を示し、ご意見をいただいて新保育料を決定しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>この際質疑を受けます。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>3番。</p> <p>今の説明によりますと、サラリーマン世帯、共稼ぎの場合は保育料がランクが上がるといふような説明で、一生懸命働いて子育てをしようとする世帯にこういうふうな不合理が出てくるというふうなのはちょっと私は、本当に町としていいのかなという。</p> <p>ただ、評価するべきところは、第3子以降は町が負担をして無料にするんだというふうなことですけれども。この所得の判定ですけれども、町民税のほうの33万、国税の場合は38万というふうなことからいきますと、これだけの差があることで結構引っかかってくるのではないかと。</p> <p>というのは、私は働いている人のほうが非常に不利だなというふうな、自営の方々、それから実際に営業関係をやっている人であれば所得が下がれば、これでいったら、ほとんどランクがずっと下がって行って低額で入所ができる。一生懸命働いて所得が上がっている世帯については、さらに負担増がふえていくというふうな非常に矛盾を感じているわけですけれども、この辺、さまざま</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番（平野敏彦君）</p>	

		<p>ま意見があつてこういうふうな制度を設定したというふうな説明で理解はできますけれども、もうちょっとサラリーマン世帯とか、そういうふうなものに対して町独自の対策、そういうふうなのができなかったのか。やはり町では定住促進とかさまざまな条例をつくって、おいらせ町に来て住んでほしいというふうなのをうたっていますから、それらとも連動させれば、今これも1つの制度というのはPRになるんじゃないかというふうに思いますけれども、その辺は議論はなかったでしょうか。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長  町民課長 (小向仁生君)</p>	<p>町民課長。</p> <p>その辺の議論もございました。確かに第3子以降とか低所得者に対してだけの恩恵だけでなく、子どもを持っている、子育てをしている世帯にすべてにというふうな議論もございました。</p> <p>しかし、新保育料の表を見ていただければわかるとおり、国の最高の額が10万4,000円ほどもらっているよというふうなところに対して町としては3万円で打ち切っているというふうに、この部分で軽減を加えているわけです。</p> <p>これを各市町村を見ますと、五戸と六戸が当町より若干低めに設定しておりますけれども、あとの八戸、三沢、十和田市等については、この階層区分によっても高く設定をされている。そういうふうなことから、うちのほうでは近隣の町村に比べて、この子育て世帯に対しての保育料については抑えているというふうなことで、この金額をこのまま従来どおりやるというふうに決定いたしました。</p> <p>さらに加えますと、こればかりでなくて子育て対策に関しては子ども医療費の無料化というのもやっておりますし、総合的な状況を考えて保育料についてはこの額に設定したということになります。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長  14番</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>14番、松林義光議員。</p> <p>所信表明を今、見えています。定住促進のために第3子以降完全</p>

<p>答弁</p>	<p>(松林義光君)</p>	<p>無料化、町の持ち出し3,000万とあります。この決断には大いに評価いたしたいと思います。</p> <p>2点ばかりお伺いしますけれども、今、平野議員も質問していましたけれども、町民課長の説明が夫婦共稼ぎ、高額所得者は保育料が高くなることもあるやに私は受け止めました。けれども、今、3番議員の質問に対して3万円、2万7,000円というふうな話ですけれども、確認しますけれども、上限は3万円と2万7,000円で抑えると、こういうふうに受け止めていいのかどうか、もう一度お伺いしたいと思います。</p> <p>加えて、もう1点は、資料の1ページに保育料の切りかえ時期を年1回、4月と9月に変更しますと。従来であれば25年度の所得割とか均等割を基礎に保育料が1年間決まるんですけれども、これは私は初めて聞いたような気がします。年2回の保育料を切りかえますと。そうであれば、各親御さんには……受け付けする際に、そういうふうな説明は私どもの保育園では説明していないと私は思っております。これはそうなんですか。これから4月と9月に保育料が変更されますよと、変更する方もありますよということになるんですか。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>町民課長。</p>
	<p>町民課長 (小向仁生君)</p>	<p>まず1点目の夫婦共稼ぎの場合は高くなる場合もあるというふうなことにに対して、その2万7,000円、3万円という限度額、これは守られるのかというふうなことなんですけれども、この限度額そのものは、その階層に区分されますと、その限度額は守られることとなります。</p> <p>ただ、その階層区分に、どの階層に値するかといいますと、その夫婦共稼ぎの場合は1ランク上に該当になるというふうなこともあるので、結果的には3,000円高くなるというふうなことの世帯も出てくるというふうなことであります。</p> <p>うちのほうは、たまたまこれを見てわかるとおり、第4の階層が大体年収が330万から470万の間なんですよ。第5が470万から640万の間ということで、大体この辺に夫婦共稼ぎだと位置するのかなと。そうなってくると、2万7,000円の方は3万円に位置づけされる場合もあるし、3万円の場合は、もう</p>

		<p>これが上限ですから3万円で抑えられていくと。ただ、この4から5に位置づけられたところの人たちが若干出てくるのかなというふうに感じておりました。</p> <p>それから、年1回の見直し、これが年2回になったという、これについては私もちょっと記憶は定かではございませんけれども、担当のほうから確認しないと保育所等にどのような説明をしたかというのはちょっと私も、この部分に関しては承知してないところでもあります。</p> <p>ただ、ホームページ、それから今後決定する場合には、このような形で年2回に変更になりますよというようなのをホームページには載せておりますし、また保護者の皆さんにもそのようにお伝えしたいというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
	佐々木議長	14番。
質疑	14番 (松林義光君)	<p>事務的に担当者も紛らわしい、保育園も紛らわしいんですけども、これはそうしますと年2回実施する、これは所得割の証明書をまた全員にとらせて役場のほうに、また保育園のほうに提出するということになるんですか。</p>
	佐々木議長	町民課長。
答弁	町民課長 (小向仁生君)	<p>今度は所得税額を見るのではなくて住民税額のほうを見ますので、町内に住んでいる方であれば税務課のほうから直接私のほうで引き出して額を決定していくというふうなことになります。ですから、煩わしさが保護者に対してはないような形をとりたいというふうに思っております。</p>
	佐々木議長	14番。
質疑	14番 (松林義光君)	<p>わかりました。従来のパターンでいくと、1回チェックがいくと1年間変更ないというふうに認識していますので、変更する方々は早めに保護者のほうに周知徹底していただきたいと、そのことをお願いしておきます。</p>

質疑	<p>佐々木議長</p> <p>12番 (柏崎利信君)</p>	<p>12番、柏崎利信議員。</p> <p>今、説明を受けた段階では第3子のことがほとんどを占めています。従来の保育料では、ある一定よりも少ない収入の方は第2子にあっても2分の1の負担と。第3子以降については無料というふうな形態がとられていたと記憶しているんですが、今の説明では第2子について何ら触れることなく説明をしていますが、そのあたりは第2子に対してはどのような措置がとられるのか、お聞かせください。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町民課長 (小向仁生君)</p> <p>佐々木議長 (議員席)</p> <p>佐々木議長</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>町民課長。</p> <p>第2子については、ちょっと私も不勉強で大変申しわけございません、ちょっと。変わっていないということで従来どおりということになります。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p>これで行政報告を終わります。</p>
日程終了の告知	佐々木議長	<p>これで本日の日程はすべて終了しました。</p> <p>これで本日の会議を閉じます。</p>
次回日程の報告		<p>あす6日から8日までの3日間は議員各位に配付しています会期及び審議予定表のとおり議案熟考のため休会といたします。</p> <p>9日は午前10時から本会議を開き、一般質問及び議案審議を行います。</p>
散会宣告		<p>本日は、これで散会いたします。</p> <p>どうもご苦労様でした。</p> <p style="text-align: right;">(散会 午後12時05分)</p>

	<p>事務局長 (袴田光雄君)</p>	<p>事務局からお知らせいたします。</p> <p>来る3月11日は東日本大震災から4年目に当たります。犠牲になられた方々に哀悼の意を表し、ご冥福をお祈りするため、3月11日、水曜日、地震発生時刻の午後2時46分に休憩を入れまして1分間の黙祷を捧げたいと思います。</p> <p>皆様のご協力をお願いいたします。</p> <p>この後、12時過ぎましたけれども、12時20分から議員共済の説明会を開催しますので、議員の皆様は議員控室にお集まりいただきたいと思います。12時20分から開催いたします。</p> <p>それでは修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。</p> <p>お疲れ様でした。</p>
--	-------------------------	---